

「第3期滋賀県教育振興基本計画(原案)」に対して  
 提出された意見・情報とそれらに対する考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成30年(2018年)10月5日(金)から11月5日(月)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、第3期滋賀県教育振興基本計画(原案)についての意見・情報の募集を行った結果、3者から16件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報については、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を示しています。

また、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものと なっています。

なお、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「第3期滋賀県教育振興基本計画(原案)」によっています。

2 提出された意見・情報の概要

提出方法	人数
メール・しがネット受付サービス	1
郵送・FAX	2
合計	3

3 提出された意見・情報の内訳

	項目	件数
概要 基本計画	概要版にかかるもの	0
	計画原案全般に関するもの	0
	「1 はじめに」関係	1
	「2 基本目標とサブテーマ」関係	1
	「3 基本目標の達成に向けた基本的考え方」関係	1
	「4 今後5年間に実施する施策の方向性と主な取組」関係	10
	柱1 子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む	10
	柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む	0
	柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する	0
	「5 施策の推進方法」関係	0
「6 数値目標」関係	3	
その他	0	
意見・情報 総数		16

4 主な変更点

意見・情報の募集結果等を踏まえ、第3期滋賀県教育振興基本計画(原案)を修正しました。主な変更点は以下のとおりです。

該当箇所	変更点																								
P1 20行目	<p>「(2)教育振興基本計画の位置付け」に以下の記述を追記。  <u>・教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」とします。</u></p>																								
P3 5行目	<p>「(1) 滋賀らしさを生かした学び」の記述を以下のとおり修正。  <u>本県は母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く豊かな自然に恵まれ、自然と共生する文化が育まれてきました。また、古くは都が置かれ、交通の要衝であったことなどから幾度も歴史の表舞台に立ち、多くの文化財を有しています。</u>  <u>こうした中で、「滋賀ならではの学び」として、これらの自然、歴史・文化等を大切にする学びや、地域、企業等と連携した学びにより、地域に誇りと愛着をもち、主体的に地域の課題を解決する行動力を育むことが大切です。</u>  (後略)</p>																								
P25 6行目 ほか	<p>「○「学びのアンケート」の「国語／算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合」等に係る「目標設定の考え方」の記述を統一性のある文の構成に修正。</p>																								
P25 17行目	<p>「○「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合」の表を以下のとおり修正。</p> <table border="1" data-bbox="370 790 1376 1037"> <thead> <tr> <th>現状 (2018)</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>目標 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小:32.9%</td> <td>40.0%</td> <td>45.0%</td> <td>50.0%</td> <td>55.0%</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>中:23.2%</td> <td>30.0%</td> <td>35.0%</td> <td>40.0%</td> <td>45.0%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>高:60.8%</td> <td>64.0%</td> <td>68.0%</td> <td>72.0%</td> <td>76.0%</td> <td>80.0%</td> </tr> </tbody> </table>	現状 (2018)	2019	2020	2021	2022	目標 (2023)	小:32.9%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	中:23.2%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	高:60.8%	64.0%	68.0%	72.0%	76.0%	80.0%
現状 (2018)	2019	2020	2021	2022	目標 (2023)																				
小:32.9%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%																				
中:23.2%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%																				
高:60.8%	64.0%	68.0%	72.0%	76.0%	80.0%																				
P27 2行目	<p>「(5) 情報活用能力の育成」の記述を以下のとおり修正。  ○<u>教員が授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合</u></p> <table border="1" data-bbox="370 1171 1376 1294"> <thead> <tr> <th>現状 (2018)</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>目標 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70.4%</td> <td>72.0%</td> <td>74.0%</td> <td>76.0%</td> <td>78.0%</td> <td>80.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標設定の考え方) <u>子どもがICT機器の活用によって授業の理解を深めるためには、教員のICT活用力の向上が不可欠であるため、目標として設定する。</u></p>	現状 (2018)	2019	2020	2021	2022	目標 (2023)	70.4%	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%												
現状 (2018)	2019	2020	2021	2022	目標 (2023)																				
70.4%	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%																				
P28 4行目	<p>「(9) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実」の記述を以下のとおり修正。  ○<u>幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数</u></p> <table border="1" data-bbox="370 1570 1376 1693"> <thead> <tr> <th>現状 (2018)</th> <th>目標 (2019)</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58,562人</td> <td>60,557人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標設定の考え方) <u>子どもの育ちを支えるためには、就学前の教育・保育の充実が重要であることから、幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数を目標として設定する。なお、現在の計画、淡海子ども・若者プランは2015年度から2019年度までの5カ年計画であるため、2020年度以降の目標値は未定である。</u></p>	現状 (2018)	目標 (2019)	2020	2021	2022	2023	58,562人	60,557人	—	—	—	—												
現状 (2018)	目標 (2019)	2020	2021	2022	2023																				
58,562人	60,557人	—	—	—	—																				
P31 15行目	<p>「○環境保全行動実施率」の表を、以下のとおり修正。</p> <table border="1" data-bbox="370 1977 1376 2107"> <thead> <tr> <th>現状 (2018)</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>目標 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76.7%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	現状 (2018)	2019	2020	2021	2022	目標 (2023)	76.7%	80%	80%	80%	80%	80%												
現状 (2018)	2019	2020	2021	2022	目標 (2023)																				
76.7%	80%	80%	80%	80%	80%																				

第3期滋賀県教育振興基本計画(原案)に対して提出された意見・情報に対する考え方(案)

番号	頁	項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
<b>○ 「1 はじめに」関係</b>				
1	1	-	教育基本法に基づいた計画であれば第2期計画と同様に根拠法令を明記すべき。	御意見を踏まえ、「1 はじめに」に、次のとおり根拠法令を追記します。  「(2) 教育振興基本計画の位置付け・教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の定める「 <u>教育の振興のための施策に関する基本的な計画</u> 」とします。」
<b>○ 「2 基本目標とサブテーマ」関係</b>				
2	2	-	基本目標とサブテーマは独立しているのか。普通はセットではないのか。	御意見を踏まえ、次のようにひとまとめにした表記を追記します。併せて、どれが基本目標でどれがサブテーマであるか分かりやすくするための追記をします。  「2 基本目標とサブテーマ  未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～ 人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育 ～  (1) 基本目標: <u>未来を拓く心豊かでたくましい人づくり</u>  (2) サブテーマ: <u>人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育</u> 」
<b>○ 「3 基本目標の達成に向けた基本的考え方」関係</b>				
3	3	(1)	滋賀らしさを生かした学びを行う背景をもっと丁寧に書くべきである。	御意見を踏まえ、「(1) 滋賀らしさを生かした学び」に、次のとおり滋賀県の自然環境、歴史的背景等を追記し、修正します。  「本県は母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く豊かな自然に恵まれ、自然と共生する文化が育まれてきました。また、古くは都が置かれ、交通の要衝であったことなどから幾度も歴史の表舞台に立ち、多くの文化財を有しています。 こうした中で、「滋賀ならではの学び」として、これらの自然、歴史・文化等を大切に <u>する学びや、地域、企業等と連携した学びにより、地域に誇りと愛着をもち、主体的に地域の課題を解決する行動力を育むことが大切です。</u> 」
<b>○ 「4 今後5年間に実施する施策の方向性と主な取組」関係</b>				
<b>柱1 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む</b>				
4	7	(1)	(基礎的・基本的な知識および技能の充実・定着) 放課後を利用しての補習学習も現場の教職員が担当では、その時間を作り出すのが大変である。その他の業務が多いので、公民館などで社会教育で対応するなど、教職員の負担のかからないように人を派遣するなど、働き方改革に沿った形での運用が必要。	児童生徒が授業内容を理解できないまま次の授業を受けることがないようにするため、各校の状況に応じて補充学習を進めることは大切であると考えています。 そのような中で、教員の働き方改革という観点から、できる限り、地域の方や退職教員の力を活用させていただくよう検討もしてまいります。

番号	頁	項目 No	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方
5	7	(1)	(コミュニケーション能力の育成) 英語活動について、どれだけ現場が困っているか認識すべき。19市町に32人の加配教員の配置では働き方改革に逆行する。何とかすべき。	小学校における外国語教育の専科指導加配教員の配置には、教員の指導力向上や学級担任の負担軽減という目的があり、今後は国の動向も踏まえ、加配教員の増員や外国語教育の進め方等について、小学校教員の負担も考慮しながら検討していきたいと考えています。
6	8	(1)	(校内研究の活性化による組織的な授業改善) 授業研究会に指導主事が参加すると、堅ぐるしく感じ、窮屈な論議になるのではないかと。現場では市教委や管理職が準備を指示するので教職員は大変。もっと自由さがあっていい。	校内研究は、各学校が推進組織をしっかりと機能させて継続的に行っていくことが大切ですが、校内研究の進め方や研究内容に関して、専門的な見地から指導主事等から助言を得る機会も必要であり、そうしたことにより校内研究が活性化すると考えています。
7	8	(1)	(系統的な教育の推進) 小学校から中学校へ教員が相互に授業参観をしたりしては準備が大変。小中連携の加配などがあればまだしも、加配のない小中学校ではまず不可能であり、非現実的である。	小学校から中学校へ進級に伴い、学習でのつまずきや集団への不適応をなくし子どもたちの力を伸ばすため、小中学校教員が相互に授業参観をしたりしながら、指導方法、指導内容、子どもたちの状況等に関して情報交換をすることは必要と考えています。
8	10	(3)	(体力の向上と運動習慣の確立) 小学校「健やかタイム」などは「休み時間は元気に外で遊びましょう」など軽い呼びかけで実施すべき。	「健やかタイム」は、より良い運動習慣を身に付けるための取組のひとつであり、各学校の「体力向上プラン」に基づき、学校の実情に応じて取り組んでいるところです。
9	13	(6)	(体験活動の充実) 「うみのこ」での航海計画などの作成など教職員の負担軽減を考えるべき。「やまのこ」「たんぼのこ」などの実施も含め、教職員に負担がかからないようにすべき。	船内外の活動については、フローティングスクールで「航海ガイド」を作成しており、昨年度リニューアルしたHPにも掲載し、体験活動の充実と教職員の負担軽減を図っています。総合的な学習の時間が「探究的な学習」になるよう求められることから、事前事後活動を含めた充実を図りたいと考えております。
10	13	(6)	「やまのこ」について、市町の事情または校長の判断により参加できる者とできない者がいることはおかしい。県が参加の指示をすることができないのは県の条例で運用されていないことが理由とのことであり、早急に条例化されたい。	「やまのこ」事業については、県内の全ての小学4年生が参加できるよう、改善を図る方針です。現在、市教育委員会と連携して、不参加校の小学校に参加してもらえよう、調整を行っているところです。
11	13	(6)	「やまのこ」について、県内8か所ある受入施設によってサポーターの報酬が異なるなど、施設間の格差がある。委託先への丸投げではなく、不都合な点は県から是正の指導をされたい。	「やまのこ」事業は、各受入施設の特徴を生かした学習プログラムを提供しており、施設ごとに異なる業務内容、時間となっているため、施設の実状に合わせた待遇となっております。

番号	頁	項目 No.	意見・情報等(概要)	意見に対する考え方																								
12	13	(7)	(体系的・系統的なキャリア教育の推進) 中学生のチャレンジウィークは、事業所選定が学校現場に任せられ、探するのが大変。受ける側も遠慮してほしいなどと断る業者もあり、再考すべき。5日間のチャレンジウィークに限定するのはなし。「キャリア教育」というくりでその内容は各学校に任せるべき。(例えば地域に在住する様々な職業の人の話を聞くなど)	中学校のチャレンジウィークについては、本県では家庭や地域社会との連携を図りながら、平成19年度から、県内全ての公立中学校で5日間の職場体験に取り組み、毎年4000を超える事業所に御協力いただいています。児童や保護者へのアンケート調査から評価は非常に高く、国も5日間の職場体験を推奨していることから、今後も5日間で取り組んでいく予定です。事業所選定の難しい学校については、キャリア教育支援会議を開催している市町や県の教育委員会が相談に応じています。																								
13	15	(8)	(働き方改革の推進) この項目が入ったことについては評価するが、「そのために、学校現場の働き方改革の実現に向けた取組を進めます。」とあるように、このことが多角的に検証され絵に描いた餅にならないように着実にすすめるべき。	県教育委員会として、「学校における働き方改革取組方針」および「学校における働き方改革取組計画」に基づき、市町教育委員会とも連携し、学校現場の意見を聞きながら、取組を進めていきたいと考えています。																								
○「6. 数値目標」関係																												
14	25	-	数値目標の設定の考え方がまちまち。	御意見を踏まえ、統一性のある文の構成となるよう修正します。																								
15	25	-	調整中となっている点を早急に解消すべき。	調整中としていました点について、次のように記述します。  「○「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状(2018)</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>目標(2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高:60.8%</td> <td>64.0%</td> <td>68.0%</td> <td>72.0%</td> <td>76.0%</td> <td>80.0%</td> </tr> </tbody> </table> 「○環境保全行動実施率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状(2018)</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>目標(2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76.7%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table> 」	現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)	高:60.8%	64.0%	68.0%	72.0%	76.0%	80.0%	現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)	76.7%	80%	80%	80%	80%	80%
現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)																							
高:60.8%	64.0%	68.0%	72.0%	76.0%	80.0%																							
現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)																							
76.7%	80%	80%	80%	80%	80%																							
16	27	-	情報活用能力の育成に係る指標については、学校における教育の情報化の実態等に関する国の調査結果が10月に出ているのでそれを踏まえて検討すべき。	御意見を踏まえて検討したところ、本県では、機材は比較的整備されているが、教員による機材の活用にやや課題があることが明らかになりました。子どもがICT機器の活用によって授業の理解を深めるためには、教員のICT活用力の向上が不可欠であることから、次のように修正します。  「○教員が授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状(2018)</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>目標(2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70.4%</td> <td>72.0%</td> <td>74.0%</td> <td>76.0%</td> <td>78.0%</td> <td>80.0%</td> </tr> </tbody> </table> (目標設定の考え方) 子どもがICT機器の活用によって授業の理解を深めるためには、教員のICT活用力の向上が不可欠であるため、目標として設定する。」	現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)	70.4%	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%												
現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)																							
70.4%	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%																							